

## 令和3年3月定例教育委員会会議録

日 時	令和3年3月22日（月） 午後1時30分～午後3時10分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 佐藤 直樹 教育長職務代理者 片山 恵一 委員 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 牛田 洋史
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 正岡 義海 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 佐藤 正男 教育研究所長 近藤 順子 教職員課長 古木 学 生涯学習課長 磯崎 篤 教育総務課長 守屋 紀子 図書館長 山本 英範 学校教育課長 久保田 貴 スポーツ推進課長 北口 慶太 中学校給食担当課長 上條 秀香 教育総務課課長代理 吉田 浩成 教育総務課主事補 岩田 浩貴
傍聴者	1名
会議次第	<h3 style="margin: 0;">3月定例教育委員会会議</h3> <p style="margin: 0;">日 時 令和3年3月22日（月） 午後1時30分</p> <p style="margin: 0;">場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="margin: 0;">次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 会議録の承認</li> <li>3 教育長職務代理者の指名について</li> <li>4 教育長報告及び提案             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年4月の開催行事等について</li> <li>(2) 臨時代理の報告について                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 報告第5号 令和2年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について</li> <li>イ 報告第6号 秦野市小中学校管理職の退職の内申について</li> <li>ウ 報告第7号 秦野市小中学校管理職の任免の内申について</li> <li>エ 報告第8号 秦野市教育委員会事務局職員の任免について</li> <li>オ 報告第9号 秦野市教育委員会職員の任免について</li> </ol> </li> <li>(3) 秦野市教育大綱について</li> <li>(4) 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について</li> </ol> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 令和3年度学校教育関係事業について</li> <li>(6) 教育支援教室いずみ事業報告について</li> <li>(7) 訪問型個別支援教室つばさ事業報告について</li> <li>(8) はだの歴史博物館 令和3年度春季企画展「大安吉日祝いのとき」について</li> <li>(9) 第34回夕暮祭短歌大会（作品募集）について</li> </ul> <p>5 議案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議案第6号 令和3年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について</li> <li>(2) 議案第7号 秦野市教育振興基本計画について</li> <li>(3) 議案第8号 秦野市幼児教育・保育環境整備計画について</li> <li>(4) 議案第9号 秦野市学校施設保全計画について</li> <li>(5) 議案第10号 秦野市立幼稚園園則の一部を改正することについて</li> <li>(6) 議案第11号 秦野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて</li> <li>(7) 議案第12号 秦野市学校教育情報化推進計画について</li> <li>(8) 議案第13号 秦野市学校運営協議会の設置及び委員の委嘱又は任命について</li> <li>(9) 議案第14号 第4次秦野市生涯学習推進計画について</li> <li>(10) 議案第15号 秦野市立図書館基本計画・後期計画について</li> </ul> <p>6 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年度の大根幼稚園の運営方針（案）について</li> <li>(2) 第2期秦野市スポーツ推進計画の策定について</li> </ul> <p>7 その他</p> <p>8 閉会</p>
会議資料	別紙のとおり

佐藤教育長

ただいまから3月定例教育委員会会議を開催いたします。

冒頭に、今日は非常に、特に議案が多くなっています。前回から御意見をいただいているものにつきましてはテンポよく進めたいと思いますが、めりはりをつけて進行したいと思っております。ただ、御意見がありましたら遠慮なくいただいて、熟議をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、会議録の承認につきまして、御意見、御質問等がありましたら、お願ひいたします。

なお、非公開案件について、御意見、御質問がある場合は、会議終了後、事務局に申し出をお願ひいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

佐藤教育長

—異議なし—

それでは、ないようなので、会議録を承認いたします。

次に、次第3の教育長職務代理者の指名について説明をお願いしたいと思います。

教育総務課長

教育長職務代理者につきましては、昨年4月1日から片山委員に就任していただいております。教育長職務代理者は、教育長に事故があるとき又は教育長が抜けたときに、その職務を担うこととされており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び秦野市教育委員会会議規則第2条において、「教育長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。」と規定されているところです。

教育長職務代理者の任期は、法律の定めはありませんが、本市では、委員の負担感や教育委員会の活性化という課題を捉えて、1年ごとに教育長職務代理者の指名を行うこととしております。

説明は以上になります。

佐藤教育長

説明が終わりました。

今年度は片山委員に職務代理をお務めいただきまして、特に、今年は中学校の教科書の採択もございまして、さまざま御尽力いただきました。本当にありがとうございます。

それでは、新年度の教育長職務代理者について、私が指名するということでございますので、委員としての経験や任期のことを考慮いたしまして、牛田委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

佐藤教育長

ありがとうございます。

それでは、牛田委員、よろしく願いいたします。

ここで事務局から。

事務局

ありがとうございました。

それでは、新年度から、教育長職務代理者を務めていただきます牛田委員から、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

牛田委員

今、説明の中にありましたとおり、教育長が何らかの理由で責務が全うできないというような場合には、私とその責務をとというような話でございます。ぜひ、教育長には、健康管理に十分気を付けられて職務を果たしていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

佐藤教育長

ありがとうございます。よろしく願い致します。

事務局

どうもありがとうございました。

続きまして、今年度、教育長職務代理者を務めていただきまし

片山委員

事務局

佐藤教育長

た片山委員から、退任の御挨拶をお願いしたいと思います。

1年間、無事に終わったことに安堵しております。今後も委員として、また皆様よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

指名については、以上でございます。

今、片山委員から安堵という言葉がありましたが、以前、高橋委員には1度お務めいただきましたので、私も風邪をひかないように本当に頑張りたいと思います。

片山委員、1年間ありがとうございました。

牛田委員、就任日は4月1日となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

非公開案件の取り扱いについてでございますが、4、教育長報告及び提案の(2)臨時代理の報告につきまして、イの報告第6号、ウの報告第7号、エの報告第8号、オの報告第9号は、人事に関する関係のため、また、6、協議事項の(1)令和3年度の大根幼稚園の運営方針(案)につきましては、意思形成過程にあるため、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

佐藤教育長

それでは、4の(2)イからオ並びに6の(1)は非公開といたします。

それでは、次第4、教育長報告及び提案についてをお願いいたします。

教育部長

それでは、(1)令和3年4月の開催行事等について、私から御報告をいたします。資料No.1を御覧ください。

まず、4月1日ですけれども、教育委員会の辞令交付式です。4月1日付で採用、異動、昇格等いたします県費、市費の職員に辞令を交付いたします。

4月2日、教育支援助手・特別支援学級介助員を対象に、任用に当たりまして服務等の研修を行います。

翌4月3日～6月20日ですけれども、後ほど報告がありますが、はだの歴史博物館におきまして、「大安吉日祝いのとき」と題しまして春季の企画展を開催いたします。

次に、入学式、入園式、始業式でございます。記載のとおり、4月5日は小中学校の入学式、始業式でございます。それから、4月7日に幼稚園におきまして始業式、翌8日が入園式となっております。

教育総務課長

次に、4月9日ですけれども、定例記者会見がございます。

その次、4月13日・27日ですけれども、ブックスタート事業を開催いたします。

4月14日ですけれども、中学校の体育連盟の総会を開催いたします。

次に、4月16日ですけれども、定例教育委員会会議を開催いたしますので、委員の皆様には御出席をよろしくお願いいたします。

次に、4月22日ですけれども、新年度最初の園長・校長会を開催いたします。

裏面を御覧ください。同じく22日ですけれども、中学校の教育研究会の総会を開催いたします。

次に、4月23日～5月12日ですけれども、4月23日の「子ども読書の日」から5月12日までの「こどもの読書週間」に合わせまして、図書館におきまして企画行事を開催いたします。

最後に、4月28日ですけれども、令和3年度教育研究所教育委員の委嘱式を開催いたします。

4月の行事の開催等は以上でございます。

私からは、4の(2)のアと(3)について御説明いたします。

まず、報告第5号「令和2年度秦野市一般会計(教育費)予算の補正について」、その事務を臨時に代理しましたので、秦野市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理に関する規則第4条2項の規定により報告するものです。

資料を1枚おめくりください。提案理由です。

いずれも、国の第3次補正予算の成立に伴い、国庫補助事業の交付決定を受けたことから、予算の増額と財源更正を行うものです。

具体的内容としましては、資料を1枚おめくりいただきまして、歳出欄を御覧ください。

9の2の2、小学校保健給食費と9の3の3、中学校保健給食費となります。令和3年3月1日付で学校保健特別対策事業費補助金事業の交付決定を受けたため、児童生徒及び教職員等の感染症対策に必要な物品を購入するため、小学校費に1,880万円、中学校費に1,160万円を追加するものです。

次に、9の2の4、小学校費の学校建設費につきましては、令和3年2月16日付で学校施設環境改善交付金事業の交付内定を受けたため、令和3年度に予定していた東小学校のグラウンド整備工事及び大根小学校南西側斜面の擁壁改修工事費として

8, 617万5, 000円を追加するものです。

なお、今御説明した全ての事業につきまして、今年度内の事業完了が困難なことから、繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

次に、歳入の欄、19の1の1、財政調整基金繰入金が1億1, 179万9, 000円、22の1の6、中学校債が1, 650万円の減額となっておりますが、これは、既決予算である大根小学校南西側斜面の擁壁改修工事を実施するための設計委託及び中学校3校のエレベーター設置工事について、今回、国庫補助事業として採択を受けたことから、その財源として国庫補助金が増額したことに伴い、財政調整基金繰入金と教育債を減額したものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、(3)教育大綱について御説明いたします。資料No.4、表紙の裏側の部分を御覧ください。こちらが教育大綱となりますが、説明に当たりましては、資料1ページ、第1章、策定に当たってを御覧ください。

教育大綱につきましては、昨年12月に実施しました総合教育会議において御協議いただきました。教育大綱の対象とする期間は令和3年度から7年度までの5年間となりますが、今後5年間の方向性を明確にするため、令和3年度からスタートする教育振興基本計画の目指す教育の姿と基本方針を一致させることとし、市と教育委員会が一体となって教育施策を推進することで教育の継続性と安定性を担保し、教育目標の実現を目指すため、市長において教育大綱を定められましたので報告するものです。

私からの説明は以上となります。

私からは、(4)から(7)までを報告させていただきます。

まず、学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果についてでございます。お手元の資料No.5を御覧ください。

2月の教育委員会会議の中でも速報という形で報告させていただきましたが、中段の調査結果にありますとおり、小学校で6件、中学校で2件の回答がございました。それぞれ各学校の学校長とも確認いたしまして、学校長からの調査結果を教職員課長とも共有させていただきながら、体罰ガイドラインにも照らし合わせまして、体罰と認定されるものは無しとして、2月に中教育事務所に報告をさせていただいております。

続きまして、(5)令和3年度学校教育関係事業についてです。資料No.6を御覧ください。

教育指導課長兼  
教育研究所長

学力向上を最重要課題と捉えまして、これまでの取組をより確実なものにするとともに、感染症対策による影響を回復させるための学習保障を各学校で無理なく確実にを行うための変更を行わせていただいております。特に、教職員が子どもに向き合う時間の確保と新しい学びのスタイルといたしまして、「教える」から「学ぶ」に教職員の意識改革を図るための取組に重点を置いたものとなっております。

非常にボリュームがございますので、新規事業と変更点を説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。学力向上推進事業のうち、学力向上アドバイザー事業では、令和3年度は予算の増額をお願いしております。今年度より研修会の開催回数を増やすことができますので、教職員の学ぶ意欲に応えられるような研修会になるよう努めていきたいと考えております。

2 ページを御覧ください。2 項目めの学びのステップアップ講座ですが、教職経験10年以下の教職員を対象といたしまして、授業改善に向け、指導主事が継続的に関わる中でミドルリーダーの育成を図ります。令和3年度は国語、算数、数学に焦点を当てて展開してまいります。

5 項目め、学びの基盤プロジェクトですが、「非認知能力」が学びの基盤であることに基づきまして、学力との関係を研究するとともに、取組中、子どもたちの変容を可視化し、着実な取組になるよう努めてまいります。

3 ページを御覧ください。保育・教科等指導員会議につきましては、令和2年度に続き、3年度も休止とさせていただきました。学校への負担軽減を図り、指導主事が積極的に学校訪問させていただくことで、本事業が担っておりました人材育成の部分を補完していきたいと考えております。

(2) のいじめ・不登校対策事業につきましては、新規事業はございませんが、特に、コロナ禍ということで、子どもたちが抱える不安や困り感、ストレスの大きさは例年以上の深刻さが懸念されますので、これまでの成果と課題を踏まえ、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

4 ページを御覧ください。(3) 地域とともにある学校づくり推進事業では、コミュニティ・スクールの全校設置に向け、それぞれの授業趣旨を整理しながら取り組んでいきたいと考えております。

3 項目めの寺子屋学習支援事業は、これまで児童ホームでの展

開をしまいましたが、それに加えて、地域・学校共同活動の枠組みを活用して、中学校区ごとの取組に広げていくことを目指しまして、令和3年度は北中学校区での新たな展開を図ってまいります。

地域・学校共同活動の推進員として、寺子屋事業を統括する方と学習支援員を配置いたします。夏休みからの開始を目指して準備を進めていきたいと考えております。

5ページを御覧ください。支援教育推進事業は、こちらも大きな変更はございませんが、全ての子どもたちが支援を必要としておりますので、それぞれの子どもに必要な支援を適切に提供できるように、教職員の意識改革も含めまして、研修の機会などを最大限活用して取り組んでまいります。

6ページからの国際理解教育推進事業では、7ページに記載させていただきましたが、日本語指導協力者派遣事業の中でプレスクール事業の展開を目指してまいります。外国にルーツがある子どもたちの中で、日本語の習得が十分でない幼児・児童・生徒が、学校生活を始めるときに、重点的に支援ができるよう、大学と連携した体制の整備を目指して研究してまいります。

7ページ中段に記載してありますオリンピック・パラリンピック関係事業は、東京2020大会において、子どもたちがトップアスリートの活躍する姿に直接触れる機会の確保を目指すもので、昨年度から準備を進めてきております。感染症の状況から、これまではキャンセルは認められないということでしたが、1月22日に、現段階でキャンセルが必要な場合には対応できるという旨の連絡がございましたので、これまで野球、ソフトボール、サッカーの3種目に合わせて1,380枚のチケットを要望しておりましたが、昨年当選している御家庭に対して意向を再度確認いたしまして、現在1,072枚のチケットの要望をしております。

7ページからのその他教育指導関係事業では、1項目め、これまで教育課程研究推進委託事業として各園・校に研究委託しておりましたものを、学びのステップアップといたしました。そして、より主体的な研究になるようにしていきたいと考えております。特に、小学校長会から強い要望をいただきましたので、委託金の増額をお願いしていこうと考えています。

3項目め、部活動スタートアップ事業ですが、これまでも持続可能な部活動のあり方について、部活動検討委員会での検討や運動部活動顧問派遣事業、部活動指導協力者派遣事業などにより学

校支援に取り組んでまいりましたが、令和3年度は、段階的な地域移行を目指した研究事業に国、県と連携しながら取り組んでまいります。

8ページの6項目め、はだの子ども野外造形展につきましては、令和2年度までは休止とさせていただきます。

9ページからの教育研究事業では、まず、園小中一貫教育研究事業ですが、これまで幼小中一貫教育ということで平成23年度より年次的に取り組んでまいりましたが、2か年間の民間園からの就学児が7割に迫る現状から、民間園との連携を推進するというので、新しい教育振興基本計画でも「園小中一貫教育」という表記にしておりますので、整合のとれる表記といたしました。

調査研究事業では、令和2年度小中一貫教育推進研究部会として研究部会を立ち上げ、学校マネジメントに係る部分と系統的なカリキュラムなどに係る部分について、部員としてお願いしてまいりました2人の教頭先生と5人の先生方で役割分担をする形で研究を進めてまいりました。令和3年度は2つの部会に分けて、それぞれの研究をより深めてまいります。特に、マネジメント部会には、部員としてより多くの教頭先生に御協力いただきながら取り組んでいきたいと考えております。

3項目めにございます園小接続カリキュラム研究部会では、子どもたちの学びをつなぐという意味合いから、幼稚園版家庭学習ノートの作成と園小接続カリキュラムの作成に取り組んでまいります。

10ページを御覧ください。研究研修事業では、教職員の学ぶ意欲に応えるとともに、授業力向上につながるものになるよう内容を精査していききたいと考えております。

11ページ、はだのっ子アワード事業では、子どもたちが主体的に地域を知るきっかけとなり、地域の一員として何ができるのかを考え、行動する力を育むためにも非常に有効なものであると考えておりますので、参加児童生徒を増やすためにも、学校と共同した取組にできるよう引き続き研究を進めてまいります。

さらに、読書活動の推進を図る取組の一つといたしまして、読書活動部門を新設し、本と出会うきっかけづくりとしていききたいと考えております。

11ページの一番下のほうになりますが、(6)学校ICT推進事業では、12ページに記載させていただきましたが、ICTマイスタープロジェクトといたしまして、各校から推薦を受け、ICTマイスターとして委嘱を受けた先生方を中心に、ICTの

有効な活用方法や授業実践の共有や研究を協働的に行っていきたいと考えております。

(7) 教育支援教室事業につきましては、新たな学びの場を必要とする児童生徒への支援の充実に引き続き取り組んでまいります。

13ページの訪問型個別支援事業ですが、さまざまな課題に対して組織的、専門的な対応につながる相談窓口といたしまして、はだのっ子安心相談室を新たに立ち上げ、運用しております。不登校は問題行動ではありませんので、新たな学びの場を求める児童生徒への対応と学びの場を求めながらも、どこにもつながることができずにいる児童生徒を見逃すことがないよう、丁寧な対応に努めてまいります。

続きまして、資料No.7、教育支援教室いずみの事業報告です。

今年度は、通室者24名、そのうち10名の児童生徒が何らかの形で在籍校への復帰を果たしております。本年度の学校の臨時休業期間中には、小集団の支援の形から個別支援に変え、同じ時間帯に通室する児童生徒数を1名までとして、通室する児童生徒の接触を最小限にするなど工夫しながら、教室の活動をとめることなく継続いたしました。

また、オンラインを活用して児童生徒同士の交流の機会や支援教室連絡会も実施いたしました。こちらは、通室する児童生徒や支援員の負担軽減にもつながったと考えております。

拡大保護者会につきましては、3月に開催いたしました際には、通室している児童生徒の保護者5名と入室を検討している保護者1名の参加がございました。先輩保護者の話が聞けたことで、安心感を得られ、満足したというお声をいただいております。保護者のニーズの中には、保護者同士の話ができることと専門相談員の話を知りたいといったものがございますので、年間3回の開催の中で、内容のバリエーションを増やすなど工夫した開催をしていきたいと考えております。

最後に、資料No.8、訪問型個別支援教室つばさの事業報告です。

今年度9名の児童生徒の支援を行い、いずれも部分的復帰を含め、在籍校への復帰を果たしております。子どもたち、またその背景にございます家庭が抱える課題は多様化、複雑化しておりますので、より丁寧な支援体制の構築を図ることと、先ほども申し上げましたが、新たな学びの場を必要としながらも、どこにもつながれずにいる児童生徒をいかに支援につないでいけるかが今後の課題と考えております。これまでの教育相談コーディネーター

生涯学習課長

への情報提供に加え、教頭会などで管理職への直接的な働きかけもしていきたいと考えております。

私からは以上です。

それでは、私からは次第（８）、資料№.9、はだの歴史博物館令和3年度春季企画展について御説明いたします。

今回は、「大安吉日祝いのとき」と題しまして、この1年、コロナ禍で生活様式が大きく変わり、今まで当たり前のように行われてきた行事も中止や延期、縮小を余儀なくされ、思い通りに祝い事すらできない今、昭和20年代から30年代の祝い事の写真で当時の人々の暮らしを展示しております。

内容としましては記載のとおりでございますが、婚姻、出産、七五三や還暦、古希などのお祝いの写真を展示してまいります。特に花嫁衣装、打ち掛けなどの現物展示も予定しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

また、珍しいものでは、婚姻のときに地域の方々にお赤飯を配るときに使ったと言われている、秦野では大器という呼び方をしているそうですが、平塚などでは大杯と呼んでいるのですが、ちょっと大きなお櫃みたいなものに赤飯を入れて、それを今で言う組長さんのところに持っていってお配りしたというような、その現物が展示されておりますので、珍しいものですのでぜひ御覧いただければと思います。

会期は4月3日火曜日から6月20日日曜日、会場ははだの歴史博物館第1企画展示室でございます。

私からは以上でございます。

図書館長

それでは、報告の最後、（9）第34回夕暮祭短歌大会（作品募集）について、図書館から御説明いたします。資料№.10を御覧ください。

郷土が生んだ歌人前田夕暮の功績と文学遺産を後世に引き継ぐとともに、本市における短歌のふるさとづくりを推進するため、今年も「夕暮祭短歌大会」を開催いたします。

作品の応募規定につきましては資料のとおりでございますが、既に募集を始めておりまして、3月20日の時点で191点の応募をいただいております。応募の締め切り後に、お2人の選者による選者会議で入賞作品を選定し、表彰式は7月3日土曜日の午後、図書館の視聴覚室で行う予定です。

また、表彰式に合わせまして、選者である山田吉郎先生による前田夕暮にちなんだ講演会を開催する予定としております。

以上です。

佐藤教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、御質問、御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
飯田委員	<p>それでは、資料No.6で聞きたいところがあるのですが、7ページ目の推進事業の部活動スタートアップ事業（新規事業）があるのですが、段階的に地域に移行していくということですが、これは運動部に限らず、文化部もそのように地域のほうに移行していくことを考えてやっていくのかということをお聞きしたいのですが。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>御指摘のとおり、部活動全般について地域への移行を検討しておりますので、運動部活動と文化部の両方を合わせて研究を進めていきたいと考えております。</p>
佐藤教育長	<p>具体的に今候補に上がっているのは、例えば文化部、運動部、どのあたりなのですか。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>運動部活動につきましては、現状考えておりますのは陸上部と剣道部、あと学校から今、本当に検討段階なのですが、卓球部もどうかということとは声がかかっておりまして、合わせて検討しております。</p> <p>文化部につきましては、吹奏楽部はどうかということで検討しております。あと、演劇部なども検討の中に入れ、美術部もどうかということで今検討を進めている段階です。</p> <p>以上です。</p>
佐藤教育長	<p>いずれにしても、学校の意向を尊重し、生徒の動きも見ながらということで、丁寧にやりたいという方針でございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>資料No.5の体罰についての件ですけれども、小学校、中学校で回答は6件と2件ですか。結果的には体罰は無かったというお答えだったのですが、受けたというのが1つずつあるのですね。どのような内容のことが挙がってきたのか教えていただきたいです。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>アンケートの説明が十分でなかった部分もございまして、一応「受けた」というところに丸がついていたのですが、特別な記載が無いものですか、先生からの言葉の表現が丁寧でなかったといった内容の「受けた」というアンケートの回答はいただいておりますが、直接的に体罰と言われるような内容のものではございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
佐藤教育長	<p>よろしいですか。</p>

片山委員

ほかにいかがでしょうか。

資料No.6の2ページ目のステップアップ講座ですけれども、これは「10年以下の希望する教員」と書いてある部分、この希望するというのは、自分が希望するということなのか、学校がこの人に受けさせたいということなのか。

教育指導課長兼  
教育研究所長

できれば先生方にお声かけいただいて、やってみたいという先生にぜひ挑戦していただきたいと考えております。現段階で、各学校にお声かけをしたところ、実際にやってみたいという先生のお声も上がっておりますので、その方たちを中心に進めていきたいと考えております。

佐藤教育長

よろしいですか。あくまで希望というところでございます。

ほかにいかがですか。

牛田委員

資料No.6の教育関係事業のことについて、感想ということで2つほど触れさせていただきたいと思います。

1つは、先ほど飯田委員からもお話がありましたけれども、7ページが一番下の部活動スタートアップ事業ですが、今、補足でいろいろと該当する部活動等も教えていただいて、少し内容がわかってきたところですが、これは後の協議事項の秦野市スポーツ振興計画との関係性もあるかと思うのですが、またその部分でも触れていきたいと思っているのですが、やはり部活動というのは、教師にとってはとても負担が大きいと言ったらいいか、また、先生方も専門性がかなり問われてくるということもございます。ぜひ、スポーツ振興計画の中で触れられているところのこの部活動スタートアップ事業とうまく連携、連動されて、段階的に地域に移行していくような取組が少しでも進展していくように期待したいと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

それから2つ目は、冒頭、教育指導課長から話がありましたけれども、これはやはり非常にボリュームがあるというか多岐にわたって多様な事業が展開されていくということで、もう10年、20年前のいわゆる指導課の研究所の事業の比にならないぐらい内容が盛りだくさんになっているかと思ひます。当然、それに伴って指導主事の先生の定数も増えているとはいえ、これを一つずつ事業として展開していくには大変なエネルギーが必要ではないかと思ひます。

ですので、先ほど教育指導課長からも、めりはりのある事業展開というお話がございましたけれども、その中で、例えば8ページの秦野市はだの子ども野外造形展の令和3年度、4年度休止という、この辺のところが目に入ったのですね。この辺のところは

非常に英断ではなかったかと私は思うのですが、やはり事務局の働き方改革を、これはいつだったか、教育長もお話をされていましたが、これも大事だと思うのです。ですので、選択と集中、大胆な発想で整理等もしていくといった視点も考慮しながら、大事にしながら、年間の事業計画等の作成あるいは3年、5年先の、あるいは、もちろん子どもの健全な育ち、学力の向上もあるかと思いますが、バランスを考えながら効率のよい事業展開ができるように、それぞれで知恵を出し合いながら検討していただきたいと思います。

感想です。

佐藤教育長

ありがとうございました。今、牛田委員からお話がありましたが、私自身も、総量規制論と自分で勝手に名前をつけて呼んでいるのですけれども、全体のバランス、ボリュームをもう減らさないといけない状況なので、選択と集中ということで今回いろいろ試みはやらせていただいています。ただ、一方で、実は学校教育と教育総務の部分が非常にボリュームがあるので、そこはぜひ部長とも協力をしながらやっていきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員

教えていただきたいのですけれども、資料No.7の表の下に「入室に関わり始めている」というのは、どのようなことを言っているのか。週1日とかってないですね。ここの意味について、教えていただきたいです。

教育指導課長兼  
教育研究所長

入室に向けて学校と調整が始まったり、子どもたちが実際に教室のほうに見学に来たり、週に1回、水曜日の午後を使っているのですが、個別の支援を試みたりというような段階を経て、正式に入室に向けた手続ということを進めておりますので、その途中にある児童生徒ということでございます。

佐藤教育長

一応、入室に当たって、学校長からも本人も含めて合意を得て、私ども決裁という形でやらせていただいています。その前段階の相談の段階と解釈いただければと思います。

片山委員

わかりました。

佐藤教育長

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員

私も資料No.7と8に関係してですが、訪問型つばさ事業というのは、いずみにも通えないような子たちのためにあると聞いたと思うのです。でも、つばさのほうの効果というか、元の学校に戻ったというすごくいい成績が出ていると思うのです。どのようなことでこのような、何かいずみとつばさを比較しても、つばさも遜色ないというか本当に頑張っているなという気がするのです。

佐藤教育長

教育指導課長兼  
教育研究所長

佐藤教育長

教育総務課長

すが、どのような効果があつてこのようないい結果が得られたと思われていますか。

特に在籍校へ部分登校のことですかね、その数字の部分のことですかね。

ありがとうございます。子どもたちの状況はさまざまですが、週に1度、つばさで個別対応をすることで、気持ちの安定感を取り戻して学校生活に安心して関わられるようになっている児童ですとか、つばさにつながって、つばさが1対1、個別の指導を基本的にやっておりますので、本人の思いに沿った安心感を提供できることで、学校生活に、少し学校に足が向けるようになったりとかと、子どもたちの気持ちにエネルギーが与えられていることがこの成果につながっているのかなと考えております。

いずみのほうは、小集団での活動ができる子どもたちを主に支援しておりますので、その小集団への適応も難しい子どもたちについて、基本、支援員2名の体制の中で、保護者も含めた支援をしていくことで、こういった成果になったのかなと考えております。

以上です。

これは、室長をきちんと腰を落ちつけていただいで、保護者とのやりとりも、やはり学校とのつながりがありますので、そういった部分で、我々は今、次年度に向けて非認知能力ということで自己肯定感の部分が、室長であり支援員とのやりとりの中で、比較的早い段階での気持ちの安定につながったのではないかと考えております。

ただ、やはりもう少し人数、支援員の確保が1つ大きな課題で出ていますので、引き続き努力していただければと思っています。

ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に5の議案に入りたいと思います。

議案第6号「令和3年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」の説明をお願いいたします。

議案第6号「令和3年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」は、先日の教育委員会会議におきまして協議させていただいて、本日、議案として提出するものでございます。

内容につきましては、若干字句の整理をした程度で、先月、部長から御説明いただいた新年度の取組のとおりとなり、変更はございません。

今回定めます基本方針及び主要施策につきましては、先ほど御

佐藤教育長

報告いたしました教育大綱と基本方針を同一にし、また、この後、御審議いただきます教育振興基本計画から主要施策を選定しており、それぞれの目標に向けて事業の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、議案第6号「令和3年度秦野市教育委員会基本方針及び主要施策について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「秦野市教育振興基本計画について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第7号「秦野市教育振興基本計画について」を御説明いたします。

来年度の令和3年度から7年度の5年間の計画期間といたします新教育振興基本計画につきましては、9月と11月の教育委員会会議において御協議いただきました御意見と、秦野市教育振興基本計画策定懇話会の委員の皆様からの御意見、また、今年1月16日から2月15日までの期間に実施しましたパブリック・コメントに寄せられた御意見をもとに、このたび計画案を策定し、議案として提出させていただいたものとなります。

全体としまして、パブリック・コメント等の御意見を参考に字句の修正を行っておりますが、主に修正した点といたしましては、計画案の23ページ目からの個別施策の目標設定となります。目標設定につきましては、懇話会委員の皆様のおもに全国学力・学習状況調査を活用して、より客観的な根拠をもとに、事業の成果又は活動の進捗等を図ることができるよう見直しをいたしました。

そして最後、78ページ目からになりますが、資料編といたしまして、懇話会委員名簿、計画の策定経過に加えまして、各施策におけるSDGsの対応表を追加しております。

なお、計画案についての承認をいただくための最新の懇話会におきましては、コロナウイルスの影響があり書面会議とさせていただきますが、この内容において3月18日をもって委員の皆様

佐藤教育長

様からの承認をいただいております。令和3年度からこの計画に沿って施策等を着実に展開してまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

説明は以上です。

ありがとうございました。

これにつきましても、最初のころから大分積み上げてきた感があって、事務局は大変だったと思いますが、御意見、御質問ございますでしょうか。

牛田委員

今、教育長からお話があったとおり、これまで何回か協議が進んできて、それだけあって内容的に引き締まってきたのかな、読みやすくなってきたなと思います。また、加えて118件の、今、教育総務課長からお話があったとおりパブリック・コメントがありました。そのうち、今、116件が何らかの形で反映されているということで、市民の意識を尊重した基本計画ということで考えていいのかなと思います。本当にお疲れさまでした。

今後は、この基本計画が確実に進められていくように期待したいと思います。

佐藤教育長

ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、議案第7号「秦野市教育振興基本計画について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

ありがとうございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されております。

続いて、議案第8号「秦野市幼児教育・保育環境整備計画について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第8号「秦野市幼児教育・保育環境整備計画について」を御説明いたします。

本計画案につきましては、先月の教育委員会会議においても御協議いただきました。前回からの変更点といたしましては、その前日に開催いたしました庁内検討委員会の意見を受けまして、27ページになりますが、計画の推進体制といたしまして、本計画を着実に推進していくための来年度以降の庁内推進組織の設置と進行管理、推進スケジュールの位置付けを行い、本日議案として提出させていただきました。

なお、計画案についての承認をいただくための外部委員による検討懇話会につきましては、先ほどの教育振興基本計画と同様に書面会議とさせていただきますが、この内容において3月16

日をもって委員の皆様からの承認をいただいております。御審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

佐藤教育長

こちら長い積み重ねがあつてということですが、御意見、御質問ございますでしょうか。

牛田委員

細かいことですが、目次のところの「計画の推進に向けて」というところ、今、教育総務課長も触れられましたけれども、一番最後のところですが、こちらが「計画の推進体制」ということで、文言が不揃いになっているのと、ここに実は括弧書きで(1)(2)(3)と入っているけれども、ここにも(1)(2)(3)と目次に加えたかどうかと思いました。

それが1点と、2つ目は、この秦野市幼児教育・保育環境整備計画ということで表紙があつて、ずっとめくっていったときに、これは期間としてはいつを想定したものかというのが、ずっとめくって8ページに行かないとわからないのですね。8ページに計画期間というのが、ここで初めて、何か令和3年度から7年度ということがここでようやくわかるような感じなのですね。できれば表紙か、あるいは、もし内容の中に書くことが可能であれば、2ページのあたりにこの計画期間に触れておくと、全体の計画ということで何か読みやすい、見やすい、見通しを持って読み進めることができると言ったらいいか、そんなふう感じたので、参考に御検討いただければと思います。

いずれにいたしましても、本当にこれまで何回か計画案ということで、その場面でも協議を進めてきたところですが、27ページの(1)の推進体制のまた書きのところですが、本当にこのとおりだと思うのですね。少し読んでみますと「本計画の推進には私立園の協力が不可欠であることから、それぞれの特色を生かしながら、手を取り合つて未来を担う秦野の子どもを育てていくため、対話により、連携・協力体制を深めていきます。」と、本当にこの言葉のとおりだと思います。ぜひ、こういった姿勢を大切にされて、計画が一步一步進行されていくように期待したいと思います。

以上です。

教育総務課長

御指摘ありがとうございます。目次など見出しの部分につきましては、最終の策定の段階で調整させていただきたいと思っております。

佐藤教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第8号「秦野市幼児教育・保育環境整備計画に

佐藤教育長

教育総務課長

ついて」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしということで、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「秦野市学校施設保全計画について」の説明をお願いいたします。

議案第9号「秦野市学校施設保全計画について」を御説明いたします。

こちらは本日初めて御提案するものになりますけれども、まず、資料2ページを御覧いただきたいと思います。図1-1、本計画の位置付けという図がございますけれども、平成25年11月、国は、インフラ長寿命化基本計画を策定しまして、行動計画であるインフラ長寿命計画、そして個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、地方自治体にも公共施設の個別施設計画を策定することを求めています。

これを受けまして、本市では、平成29年3月に行動計画である秦野市公共施設等総合管理計画を策定し、また、個別施設計画として平成23年3月に策定いたしました秦野市公共施設再配置計画を位置付けるとともに、個別施設ごとの具体的な長寿命化の対応方針を定めた計画として、学校施設を含めた本市の公共施設を一括して管理するための（仮称）秦野市公共施設保全計画の策定を進めてまいりました。その策定期間は、令和3年5月を予定しているものでございます。

しかしながら、文部科学省におきまして、学校施設の個別施設計画を令和2年度末までに策定するように求められておきまして、また、その計画策定を令和3年度以降の国庫補助事業の採択要件とするということが予定されていることから、現在策定中の公共施設保全計画から学校施設に関する部分を抜粋しまして、今回、学校施設保全計画として今年度中に策定することとしたものでございます。

計画の内容といたしましては、本市の学校施設はその約87%が建築後30年を経過していますが、計画策定に当たり実施したコンクリート圧縮強度調査等におきまして躯体の劣化がそれほど進んでいないことがわかりましたので、今後の維持、保全に当たっては、躯体本体の改修を行わず、建築物の機能を維持するために必要と考えられる外壁、屋根、屋上、受変電設備、空調設備、給水設備の5部位を保全の基本部位と位置付けまして、躯体保護型、予防保全型の改修を行うことを学校施設の保全方針として今

後5年間の実施計画を策定するものでございます。

冒頭に御説明しました本市の公共施設を一括管理する公共施設保全計画が策定された際には、学校施設につきましても、本日御提案するこの計画による管理ではなく、公共施設保全計画による管理に移行していきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

佐藤教育長

これは事前に送付があったということでもいいですね。

これは、今、教育総務課長から話がありましたが、総務省が大分文部科学省に平成25年からやっているのに向に改善しないことに対して、かなり強い指導があったということで、本市では準備をして5月ということを考えていたようなのですが、ここで年度内ということが急に出てまいりましたので、急遽、作業スピードを上げて、ここまで練り上げてきたということでございますので、何か御質問、御意見がありましたらぜひお願いしたい。

つまり、長寿命化が可能になったので、もし長寿命化した場合にこのぐらいのコストがかかるんだよということが資料化されているという認識でございます。

それでは、御意見、御質問いかがでしょうか。

飯田委員

今、87%も30年以上経過しているということですが、わかったらいいですけども、一番古い施設はどこになるか教えていただきたい。

教育総務課長

資料6ページを御覧ください。6ページ、7ページ、8ページに小学校、中学校、幼稚園とそれぞれの施設の一覧がありまして、築年数が載っております。これを見ますと、西小学校の北棟が53年経過しておりまして、南小学校の東棟が65年経過しているという状況で古い建物となっております。

以上となります。

佐藤教育長

南小学校におきましては65年ですね。西小学校が53年。歴史の門ができるということですね。

ほかにいかがですか。ちょっとボリュームがあるので、もし何かお気づきになった点があれば。どうですか。

牛田委員

背景のところを読めれば、「多くが昭和40年～50年代に整備され」ということで、本当に、私もこのころ採用されたのですけれども、南が丘中学校ができたり、南が丘小学校ができたり、そういった建物がここに来て一気に改修を必要とするような時期になっているということで、今後これらの建物の維持、管理、補修を計画的に進めていかないと、子どもたちの安心・安全が確

保されないのかなと思っています。

点検・評価の折にも、建物の改修関係についても毎年毎年、点検・評価されているところですが、そういった中で、やはり今後大事にしてもらいたいと思ったことは、将来の改築に向けた取組というところでイメージ図があります。そのイメージ図の上のところ「そこで」というところがあるのですが、「そこで、単純に教室等の部屋数を減らすのではなく、法制度の動向やそれぞれの学校の実情を分析しつつ、施設規模の適正化の検討を行っていく必要があります。」と。私は、本当にこの言葉は大事にしていく必要があるのではないかと思うのですね。コスト面も当然考えていかななくてはいけないと思いますが、40年間という長いスパンでの計画ですので、ぜひこういった考え方、基本的な姿勢が、担当の方が変わってもこういった方針が維持されていくようお願いしたいと思います。

また、加えて、次のページのところで(2)ですが、施設の一体化や複合化の検討ということで、いわゆる「幼小中施設の一体化、学校以外の施設との複合化等の検討を行います。」ということで、これは、コスト面ありきで幼小中施設の一体化ということは、当然そんなところは考えていないと思うのですが、このあたりも、いずれは幼小中施設の一体化というものも教育振興基本計画にも記載されてくるような時期があるかと思いますが、ぜひ、コスト面ありきではなくて、実情に合った、子どもたちの安心・安全、快適な教育環境の保持という点で慎重に進めていただきたいという要望です。

佐藤教育長

私のほうも、同じく教育部長、教育総務課長にもお話しさせていただいて、今回、話がもとに戻りますが、先ほどの学校教育の部分で言うと、小中一貫教育のマネジメント部会というところで学びの連続性という話がありましたが、教科担任制のことで研究を進めようと。それで、全国的に、高知県では美術科の教員がずいぶんいないというような、17年間いないということがあったということで、実は、美術、技術などは教科の単元数が少ないので1校配置が非常に難しい状況が起きています。小中で1つの学校になったときの、当然いろいろな課題はありますが、そういうメリットもあるということなので、教育が子どもたちにとってどうかということは、常に我々は考えていきたいと。次に、教職員の多忙ですね。その部分はマストにしていきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤教育長

よろしいですか。

それでは、議案第9号について、原案のとおり可決するという  
ことで御異議ございませんか。

—異議なし—

ありがとうございます。よって、議案第9号は原案のとおり可  
決されました。

教育総務課長

続いて、議案第10号「秦野市立幼稚園園則の一部を改正する  
ことについて」の説明をお願いいたします。

議案第10号「秦野市立幼稚園園則の一部を改正することにつ  
いて」を御説明いたします。

提案理由を御覧ください。秦野市特定教育・保育施設及び特定  
地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の規定によりまし  
て、特定教育・保育施設である公立幼稚園は利用定員を定めるも  
のとされておりますが、現在の園則では収容定員しか定めていな  
いため、利用定員を定めるとともに、字句の整理を行うため改正  
するものでございます。

資料2ページをおめくりいただきまして、新旧対照表の一番下  
の別表を御覧ください。1学級の定員を30名といたしまして、  
年少と年長の合計の利用定員を各園ごとに定めるものでございま  
す。

字句の整理につきましては、資料の下線を引いた部分が整理し  
た部分となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたしま  
す。

佐藤教育長

御意見、御質問ございますでしょうか。

利用実態に合わせてということですね。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、議案第10号「秦野市立幼稚園園則の一部を改正す  
ることについて」、原案のとおり可決することに御異議ございま  
せんか。

—異議なし—

佐藤教育長

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第11号「秦野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正  
することについて」を説明いたします。

本案は、中学校給食の完全実施等の重要施策及び新たな課題に  
対応し、関連する事務事業の拡充を図るため、事務局組織の担当  
の名称を変更するとともに、事務分掌を整理するため改正するも

のです。

1枚おめくりください。改正の主な内容は、規則第2条第1項第2号に定める学校教育課の担当を「学務保健担当、学校ICT推進担当、学校給食担当」にそれぞれ改めるとともに、担当の改正に合わせ、第3条第2項に規定する学校教育課の事務分掌を整理するものです。

もう1枚おめくりいただきますと、ただいま申しあげました改正点の新旧対照表、さらに1枚おめくりいただきますと学校教育課の事務分掌の全文を記載した参考資料を添付してございます。

以上、改正事項について申しあげましたが、現在の中学校給食担当の事務のうち、中学校給食の献立作成及び衛生管理に関する事項については、学校教育課長の専決事項を中学校給食担当課長に委譲しています。新年度につきましては、10月又は11月ごろを予定しております学校給食センターへの事務室移転後、小中学校給食を一体的に進めていくためには、事業の進捗に合わせ学校給食全体に関する事務の全部又は大部分を段階的に学校教育課長から学校給食担当課長に委譲していく必要があると考えております。

なお、委譲の範囲及び時期につきましては、事務局において引き続き検討を進め、適切に対応してまいります。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

佐藤教育長

中学校給食の実現、それから公会計化、そしてGIGAスクール、ICT化という中での、先ほど牛田委員からもいろいろ御意見をいただきましたが、事務局機能の強化という部分での改編になります。

いかがでしょうか。

これは、センターができれば、あちらのセンターのところで事務をするということになりますね。

よろしいですか。

—特になし—

佐藤教育長

それでは、議案第11号「秦野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「秦野市学校教育情報化推進計画について」の説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第12号「秦野市学校教育情報化推進計画について」を御説明いたします。

これまで、教育委員の皆様にご協議いただきました学校教育の情報化についての案でございます。本案は、新学習指導要領が目指す情報活用能力の育成を図るとともに、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を整備するために策定するものです。

お手元の秦野市学校教育情報化推進計画案を御覧ください。

1枚おめくりいただきますと、最初のページに、はじめに、次のページに目次、さらに次の1ページには第1章、計画の策定についてとして、本計画の概要を掲載しております。

まず、1ページの2、計画の位置付けですが、本計画は、国や本市の施策及び本市の上位又は関連計画と連携、整合した計画として策定いたします。

また、3、計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、計画期間中においても、新たな課題等については、迅速かつ柔軟に対応する必要があると考えております。

2ページからの第2章には本市を取り巻く現状と課題を、また、8ページからの第3章には本市が目指す方向性を、10ページからの第4章には本市の現状と課題を踏まえ、目指す方向性に沿った具体的な施策及び取組内容を記載しております。

なお、各施策の進捗状況の管理及び評価の方法は、26ページの第5章、計画の推進に向けてに掲載しております。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

佐藤教育長

ありがとうございます。

前回いろいろ御意見いただいたことも反映させてということでございますが、御意見、御質問ございますでしょうか。

学校のほうはどうですか。これの導入に向けていろいろ準備を進めていると思うのですが、今のところ混乱はないですか。

学校教育課長

この計画策定に当たりましては、学校の代表として、教頭会から小中の代表が参画してござっております。先日の検討会議におきましても、中学校は、既に東中学校が実践校として授業でも大変活用されていると。市長、教育長、教育部長も視察されたと聞いております。既に授業に活用する中でいろいろな課題も見えているということではございましたが、特段支障が出ている、問題が生じているという話はございませんでした。子どもたちも前向きに取り組んでいるという報告を受けております。

佐藤教育長  
牛田委員

以上です。

それでは、御質問、御意見いかがでしょうか。

1つだけ、7ページに学校の課題・要望という一覧があります。これらの全ての課題を満たして計画の中でしっかり対応されていて、現場の先生方にとってはとてもありがたいことだと思っています。

今、学校教育課長からもお話があったとおり、進めていく中でまた新たな課題もあるようですが、その都度、現場の声を聞いていただきながら、ひとつ混乱のないように着実に進めていっていただきたいと思います。時間を必要とする内容もありますが、どうぞよろしくをお願いします。

それともう一つ、気になったのは、24ページ、25ページですが、24ページの校務の情報化の推進の中の4番に「教職員間の情報連携、保護者等との連絡」とあります。それと、25ページに「テレワークの検討」というようなことがありまして、保護者との連携、連絡というのはメールの送受信が考えられるかと思うのですが、これは便利なものだけけれども、とても負担が大きいのではないかと思うのですね。テレワークに対しては当然自宅ということだと思うのですが、学習用端末の中で保護者との連絡というのが、イメージもつかないのだけれども、どんな使い方をされていくのかよくわからないのですが、私が気になっているのは、最近のコロナ禍におけるテレワークの普及で、うつになっている人が大変多くなっているということなんです。ですので、これが、先生方の心的な負担というのが少し心配だなと思うのですね。とても便利なものだけどもね。だから、この辺の運用、活用のルールとか、あるいは保護者に対しての説明とか、その辺のところも十分配慮されて進めていかれるとは思いますが、1つ気になったので、御検討を慎重に進めていってほしいと思います。感想です。

佐藤教育長

御意見ということで、事務局のほうは十分斟酌して進めていると思います。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、議案第12号「秦野市学校教育情報化推進計画について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「秦野市学校運営協議会の設置及び委員の委嘱又は任命について」の説明をお願いいたします。

教育指導課長兼

私から、議案第13号について御説明させていただきます。

教育研究所長	<p>先月の教育委員会会議で御協議いただきました渋沢小中学校、東小中学校の学校運営協議会についてでございます。それぞれの学校より、秦野市学校運営協議会規則第3条第3項の規定により設置の申し出と、同規則第7条第2項の規定により、学校運営協議会委員の推薦がございましたので、同規則第3条第1項並びに第7条第1項の規定により、学校運営協議会を設置し、学校運営協議会委員を委嘱又は任命するというものでございます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
佐藤教育長	<p>それでは、御意見、御質問でございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>—特になし—</p>
佐藤教育長	<p>それでは、議案第13号「秦野市学校運営協議会の設置及び委員の委嘱又は任命について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>—異議なし—</p>
佐藤教育長	<p>よろしいですか。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。</p> <p>これで、学校運営協議会設置校は全部で何校になりますか。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>全部で市内10校になります。</p>
佐藤教育長	<p>ありがとうございました。</p>
生涯学習課長	<p>それでは、続きまして、議案第14号「第4次秦野市生涯学習推進計画について」の説明をお願いします。</p> <p>私からは、議案第14号「第4次秦野市生涯学習推進計画について」を御説明いたします。</p> <p>平成9年3月に第1次計画を策定し、市民の生涯学習の推進を図ってまいりましたが、今回は、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とした第4次秦野市生涯学習推進計画案を策定いたしました。</p> <p>昨年11月に委員の皆様にご協議いただいたときから計画の大枠に変更はございませんが、現計画からの変更点を幾つか挙げさせていただきます。</p> <p>19ページになりますが、基本理念につきましては、「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して」とし、計画の目指す姿を示すことができるように変更いたしました。</p> <p>また、ページ22から23の体系図でございます。体系図では、新型コロナウイルス感染拡大による新しい生活様式の採用や持続</p>

可能な開発目標SDGsの採択など、市民一人ひとりを取り巻く環境の変化を考慮し、基本施策3、現代的課題に関する学習機会の提供や基本施策5の(1)の③SNS等を利用した情報発信の充実を新設いたしました。

11月に協議していただいた後、パブリック・コメントや市議会からの意見に加え、2月25日に社会教育委員で構成する第6回生涯学習推進計画専門部会にお諮りし、計画全体の字句等の修正をいたしました。

また、3月10日には社会教育委員会会議にお諮りいたしまして、委員の皆様へ承認を得たものが、本日お配りした計画案となっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

佐藤教育長

今説明がございました。御意見、御質問等ございますでしょうか。

牛田委員

1つだけ、基本的には、本当によくまとまってきたと思っています。例えばですが、25ページから始まってくるのですが、それぞれの施策の展開で、(1)地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実、目標があつて、そして主な取組があつて、25ページでいくと、(1)①②③と整理されているのですが、それぞれの市民提案型事業の充実といったときに、これを読み進めていったときに、取組例、事業名が上のほうに書いてあるのですね。例えば「はだの生涯学習講座」の実施とか公民館まつりの実施とか書いてあるのですね。

例えばこの市民提案型の事業の充実というところでこの5行を進めていったときに、具体的にどの事業と関連性があるのかなと、その辺のところ、個々に読み進めていく中で完結しなかったのですね。

それで、ここをもし可能であれば、例えば①であれば、下のほうに公民館まつりとか、あるいは事業全般に係ることであれば事業全般とか、例えば防災講義、講演、演習とかというのがあれば、この項目はあちこちに散っていてもいいと思うのですね。複数あっても、別に1つに限ることなく。何か事業名がその後ろに記載されていると非常にイメージしやすいと言ったらいいか、読んでこの部分が完結すると言ったらいいかな。果たしてこれは、どの事業の中でどうされようとしているのかと思ったりしてしまいました。

例えば、事例として適切かどうかかわからないですが、図書館もこれから議案として上がってくるのですが、21ページで、同じ

生涯学習課長

ように図書館サービス分野があって、その施策というのが21ページで①②③④⑤⑥とあります。それぞれ①に対して、②に対して、③に対してということで、これはこれでこのページの中で完結してくるのですね。それぞれのところに取組例が書いてあるので、これの取組例をそれぞれのところにうまく散らかせるといひかなと思ったりしました。

御指摘ありがとうございます。少しわかりにくかったのかもしれませんが、この取組例というのが、1の魅力ある地域学習という、体系図でいうと22、23ページになりますが、左側の緑でくくられている部分の魅力ある地域学習全体の取組例ということで、これがいろいろなところに混ざってしまっているのですね。例えば公民館まつりは公民館なのですが、例えば交通安全教室だったら、公民館でもやるでしょうし、いろいろな分野で幅広くやっていますので、そういう意味で、個々の要するに施策の柱の中に入れ込むと非常に紛らわしくなってしまうということで、そんな整理で、基本施策の中の取組例と今回はさせていただいています。

文化スポーツ部長

図書館と生涯学習推進計画の両方を私も所管しているのですが、生涯学習自体、範疇が非常に幅広いのですね。市長部局のいろいろな事業も含めてありまして、ここの主な取組をいろいろな課題に合わせて入れ込むのはどこまでやるか非常に難しさがあって、これは、この計画をつくる際にいろいろ議論した中で、今、生涯学習課長から話した中の捉え方でおさめたという話があります。確かに見にくさはあるのですが、ただ、いろいろな施策の展開の中で、この目標に合わせた部分の中で個別の部分の部分が書いてありますから、そこは全体を含めて生涯学習のテーマでやっていくという捉え方でおさめて、確かにほかの計画に比べて個別のことがそこに反映できないという部分は前からちょっと課題になっていましたけれども、この中で詰めさせていただきますので、またよろしくをお願いします。

佐藤教育長

図書館は非常に幅の狭い範疇の中で入れ込むことができましたのでそういう形になりました。よろしくをお願いします。

1つ、生涯学習の特徴でもありますのでね。一応、事務局で再度検討していただいて、今の説明のとおりいくのかという、そういう形で牛田委員いかがですか。

牛田委員

はい。

佐藤教育長

ありがとうございます。

では、ほかのいかがでしょうか。よろしいですか。

佐藤教育長

図書館長

それでは、議案第14号「第4次秦野市生涯学習推進計画について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

では、これで議案第14号は可決されました。

続いて、議案第15号「秦野市立図書館基本計画・後期計画について」の説明をお願いします。

それでは、議案第15号「秦野市立図書館基本計画・後期計画について」を御説明いたします。

図書館では、利用者サービスの充実を図るため、平成28年3月に平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする秦野市立図書館基本計画を策定し、令和2年度までの前半5年間を前期計画として施策を展開してまいりました。前期計画の計画期間が今年度末で終了となることから、これまでの取組実績、また、社会環境や市民ニーズの変化などを踏まえ、基本理念は継承し、サービスの充実をより一層計画的に推進するための指針として、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした後期計画を策定するため提案するものでございます。

委員の皆様におかれましては、当会議の中で策定状況や素案内容などを御報告し、御意見、御提案などをいただき計画に反映させていただいたりしました。また、その後、庁内の部長会議や市議会議員への報告、意見照会、また、広く一般市民の方へのパブリック・コメントなどを行い最終案を取りまとめました。

その最終案をもって、お手元の計画書本体の45ページ、46ページにあるように、先月、2月24日に秦野市図書館協議会を開催し、協議会のほうへ諮問させていただき、御協議していただいた結果、原案は妥当なものであると認めますという答申をいただいております。

今後は、本日御承認いただければ、市長の決裁を経て、計画の策定という形になります。

なお、本日は参考資料として、計画本体に含めるものではありませんが、2月1日までに実施したパブリック・コメントで寄せられた意見と、同じく2月8日までに寄せられた市議会議員からの意見を取りまとめ、それらに対する図書館としての考え方をまとめたものを添付しております。

それでは、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

これも先ほどの計画と同じで11月に1度協議させていただいて、そこから今に至るということでございます。

佐藤教育長

牛田委員

御意見、御質問等ございますでしょうか。

前回もう既に協議された中で、今日こうして議案として提示されてきました。とても見やすく、読みやすく、すっきりとよく整理されているなという感想を持ちました。

また、先ほども触れましたけれども、それぞれ個別施策に対しての今後の基本的考え方もよく理解できますので、本当にお疲れさまでした。

たまたまちょっと私の目に入ってしまったのだけれども、20ページですが、多分これはカラーの1番、市民の生涯学習への支援、2番、子どもの読書活動の推進、1、2、3と来ているけれども、これは4、5が抜けているような気がするのだけれども。細かいことだけれども。たまたま目に入ったのだけだね。

図書館長

これは、Ⅰの図書館サービス分野の中で1、2、3と分けてございまして、Ⅱ、Ⅲについては1項目ずつということにしてありますから、ここは通し番号ということでの4、5が落ちているわけではなくて、それぞれ図書館の運営体制分野は1つしかないのので、1とは入れずに、そのような形になっております。

佐藤教育長

よろしいですか。

では、ほかはいかがでしょうか。

それでは、議案第15号「秦野市立図書館基本計画・後期計画について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

佐藤教育長

よろしいですか。ありがとうございます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、6の協議事項です。

ここでスポーツ推進課長にお入りいただくということで、お願いいたします。

佐藤教育長

—スポーツ推進課長入室—

それでは、(2)第2期秦野市スポーツ推進計画の策定についての説明をお願いします。

スポーツ推進課長

秦野市スポーツ推進計画の策定について、協議事項(2)の資料を御覧ください。

まず、先に御説明申し上げますと、本市のように市長部局にスポーツ部門が移動している自治体については、地方スポーツ基本法第10条第2項の規定により、あらかじめ教育委員会の意見を聞くという定めがございます。その定めに従いまして、本日は御説明申し上げる次第でございます。

協議事項(2)の資料1、目的でございますが、現行のスポー

ツ推進計画が令和2年度で終了するに当たり、ここで新たに第2期秦野市スポーツ推進計画を策定するものでございます。

位置付けといたしましては、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」といたしまして位置付けをいたします。

それから、計画期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間といたします。

恐縮ですけれども、1枚おめくりいただきまして、A3の別紙1という資料を御覧いただきたいと思います。A3の別紙1、スポーツ推進計画体系図となっております。

基本理念につきましては、現行計画の基本理念を普遍的なものとして継承し、「ライフステージ・志向に応じて『はつらつと・だれもが・のびのびと』スポーツに親しみ楽しむまち」といたしております。

また、その下ですが、本市におけるスポーツの課題等を踏まえた基本目標の設定といたしまして、基礎調査を行いまして、その緑枠白抜き文字にあるような課題が浮き彫りとなりました。少し御紹介いたしますと、「20代から50代のビジネスパーソン・子育て世代のスポーツの実施頻度が比較的低い。」、そして、「仕事や家事の都合で時間的な余裕がなく、スポーツをしたくてもできない人が多い。」「健康維持増進やダイエットを目的にスポーツをする人が多く、健康意識の高まりがうかがえる。」「スポーツを通じた仲間との交流など、人とのつながりを求める人が多い。」「スポーツ関連情報は、多様な情報媒体を活用するなど、ニーズに応じた情報提供が求められている。」「ウォーキングや散歩などの一人でも気軽にできるスポーツや施設整備のニーズが高まっている。」というような課題が浮き彫りとなっております。

それに伴いまして、基本目標として、「スポーツでいつでも気軽に健康づくり」「スポーツで絆を感じる地域づくり」「持続可能なスポーツ環境づくり」の3つを掲げまして、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツの参画手法を明示したうえで、さまざまな施策を展開していきたいと考えております。

なお、基本施策につきましては、東京オリンピックが延期となりましたが、そのようなビッグスポーツイベントなどを活用し、地域の魅力向上を含めた施策を新たに追加するというところでございます。

最後に、スポーツSDGsというものがスポーツ庁から示されておりますので、そちらとの関連性を明示するといった体系となっております。

佐藤教育長

説明は以上になります。

ありがとうございました。

協議事項に対する御意見、御質問がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

飯田委員

私もスポーツ審議会のほうに出席させていただいたのですが、その会議の中でも、やはり教育委員会とスポーツのつながりというのは非常に大きいものがあるのではないかと考えております。先ほど牛田委員からも言われたように、こちらの40ページにも運動部活動顧問派遣事業とか中学校部活指導協力者派遣事業とか、いろいろ教育委員会と重なるところが多々あると思うので、ぜひそういった連携を密にとっていただいてやっていくことが必要ではないかと考えております。

1つお聞きしたいのですが、先日のスポーツ審議会の中でも委員の方の中からいろいろ御意見が出ていて、学校開放のことにに関して結構いろいろ意見が出されていたのを思い出したのですが、基本的に学校開放というのは、主導というか、主導権が教育委員会でそういう決め事はやるものか、スポーツ推進課のほうでそれをやるのか。もちろん連携して、お互いの話し合いで決めていることが多いと思うのですが、基本的にはどっちがそういった時間とかそういうものを決めるのかをお聞きしたいのですが。

スポーツ推進課長

ありがとうございます。いろいろ、今、飯田委員がおっしゃったように学校開放、さまざまな学校現場の問題とか、特にこのコロナが生じましてさまざまな問題も生じてきましたので、来年度、改めまして学校現場と教育委員会、そして私どもスポーツ推進課で、また学校開放も、生涯学習の開放とか多目的なレクリエーションの開放がありますので、それらも踏まえた中で、一旦ゼロベースで現場対応で体制を立て直して、話し合いをする場を設けたいと考えております。

それで一定のラインが出た段階で、こちらのほうにまたお示しして、御意見を伺えればと思っております。

以上でございます。

佐藤教育長

今、飯田委員から御指摘いただいたように、どこがという部分が、どうしても組織上、複雑になっていますので、そこをゼロベースでというようなお話を今いただきました。今回、議会の中でも話がありました。

やはり興味、関心を持っていただく議員もいられて、御質問がありまして、今、飯田委員がおっしゃられたことをトータルでお話しされていたので、それで答弁していますので、お時間い

ただいてということになります。

ほかにいかがですか。

すみません、39ページに丹沢あおぞら体操会というのがあるのですけれども、これは、そういうものがあるのですね。何かさわやか体操をやる集団なのですかね。

スポーツ推進課長      こちらは健康づくり課の事業で、我々はスポーツをやるに当たって、教育委員会はもちろんのことですけれども、健康づくり課あるいは高齢介護課とか、介護面でも連携した中でこの計画をつくっておりますので、そういった関連の事業ということになります。

佐藤教育長      では、さわやか体操を推進する健康づくり課のそういう事業ということですか。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、一応これは協議事項ということで、これで閉じさせていただきます。

その他の案件はございますでしょうか。

—特になし—

佐藤教育長      それでは、会議を非公開とする前に、次回の日程調整をお願いいたします。

事務局      次回の開催日程ですが、4月の定例教育委員会会議を4月16日金曜日、午後1時30分から、こちらの会場で予定しております。よろしいでしょうか。

事務局からは以上です。

佐藤教育長      それでは、ただいまから会議を非公開といたしますので、傍聴の方の退席をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

—関係者以外退室—